



東京税理士会
会長 西村 新 殿



平成 29 年 5 月 11 日

東京青年税理士連盟
会長 手塚 久雄



東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 2 1 番 8 号
代々木第 10 下田ビル 7 階
電話 03-3356-2916

「次なる税理士法の改正について（答申）」に対する意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

今般、貴会制度部が取りまとめた「次なる税理士法の改正について（答申）」（平成 29 年 1 月 30 日付）に対して、「国民のための税理士制度」確立の観点から、次世代を担う我々青年税理士が特に重要であると考え検討した項目につき、意見申し上げます。

以上

1. 税理士の使命（税理士法第1条）について

【意見】

納税者の権利をまもることを税理士法1条（以下、「法」）に追加し、明示すべきことに賛成である。しかし、文言は「納税者の権利利益の保護」ではなく「納税者の権利を擁護」とすべきである。

【理由】

「保護」と「擁護」はいずれも「まもること」を表現するときに用いる。

広辞苑等によれば、当然のことながら「保護」「擁護」については区別されている（「保護」は「気をつけてまもること、かばうこと、ほうご」、「擁護」は「かかえてまもること、かばいまもること、たすけまもること、おうご」）ことからすれば、当然に税理士法の用語としてふさわしいものを追加規定すべきである。

そもそも、税理士は納税者の委嘱に基づいて代理人として税理士業務を行うのであり（法第2条）、平成13年の法改正において、法第2条の2（補佐人制度）が創設されたことからみても、税理士は納税者の代理人であり、まもるべきものは利益を含めた権利そのものである。

弁護士法1条の規定や代理（委任）という権利関係からも、権利をまもるという意味で用いる用語としては「擁護」が一般的であり、適切であることは明らかである。

また、現行法は「独立した公正な立場において」と規定しており、税理士は税務官公署にも納税者にも偏らない公正な立場において業務を行うべきであるとする解釈を生じせしめ、納税者の代理人として業務を行う職業専門家であるという税理士の基本的な立場を曖昧にしている。

そこで、「納税者の権利を擁護」という文言を追加することにより、税理士は納税者の代理人であるという立場を、より一層明確にすべきである。

2. 税理士の業務（法第2条）について

（1） 税務相談（法第2条第1項第3号）

【意見】

答申の考え方に反対である。

【理由】

確かに租税特別措置法の改変、相続税法改正による課税ベースの拡大等によって、将来的な租税負担や優遇措置適用の可否といった「将来的税務相談」の需要が増えつつあることは答申の示すとおりと考えられる。

しかし、税理士法2条1項3号では税務相談を、税務官公署に対する申告等、主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、相談に応ずることと規定しており、具体的な申告等を前提としない「将来的税務相談」は税理士法上の税務相談に含まれないと解することが相当である。

そうすると、答申の内容は、現行の税理士業務（2条1項業務）の範囲を単に拡大することを求めるものとなり、その根拠が需要の拡大、税理士は税務の専門家といったことでは、国民一般の理解を得られるか危惧される。

（2） 税務代理（法第2条第1項第1号）

【意見】

答申で述べるような改正は不要である。

【理由】

確かに、インターネットによる税務書類の提出が増えており、電子申告が主流になりつつあることは答申が示すように確かなように思われる。

しかし、税理士法2条1項2号で税務書類の作成は、申告等に係る申告書等を作成することと規定し、これら申告書等の書類には電磁的記録によるものを含むとしているので、税務代理における申告等の代理には当然電磁的記録によって作成された申告データの代理送信が含まれることになり、基本通達2-1はこのことを確認しているものに過ぎない。

（3） 出廷陳述権（法第2条の2）

【意見】

答申の内容に賛成である。

【理由】

税理士法2条の2は、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることを規定している。弁理士法5条にいう「補佐人として、陳述又は尋問をすることができる」との規定と併せ考えると、税理士法において尋問することができることを明文化することが望ましいと考える。

さらに、補佐人の実績を積むことによって、本人訴訟における単独での補佐人、その先の訴訟代理人についても将来的段階的課題として検討すべきと考える。

3. 税理士の資格（法第3条、法第8条）について

【意見】

税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立が必要である。

【理由】

（1）法第3条における問題点

昭和26年に税理士法が制定された際に、一定の数の資格者を確保する必要があったため、弁護士や公認会計士に対し、税理士となる資格を与えた。しかし、税理士と、弁護士及び公認会計士は、それぞれ使命・職責が異なるものである。また、業務の複雑化や税制の複雑化した近年において、税理士にはより専門性が求められている。そもそも、資格取得制度は、税理士試験に合格した者のみに対して資格を付与することこそが公平である。資格者数確保ということであれば、資格制度の原則に立ち返り、試験合格者で確保すべきである。

（2）法第8条における問題点

会計参与制度の創設にもみられるように、税理士制度において、会計分野の重要性が増してきている。税務官公署職員に対する税理士試験の免除は、会計分野における資質の検証が十分であるとは言えず、資格取得のあり方からして妥当ではない。

また、大学院免除については、大学院において税理士の試験科目に該当する専攻分野で修士号を取ったとしても、修士論文の作成は大学教授指導の下での大学院における学問の成果の発表であり、「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する」税理士試験の合格とはそもそも関連性が認められない。

4. 税理士試験（法第5条、法第6条、法第7条）について

【意見】

多くの若い世代が参入する試験制度の構築を目指すことには賛成する。しかし、その手段としていたずらに試験科目等の見直しをする前に、まずは現行の各科目の採点基準や結果を受験生に明らかにすべきである。

【理由】

公認会計士試験合格まで3年から5年、税理士試験合格まで7年から10年という統計が出ているが、この年数は試験方法の違いによるものである。

確かに、合格までの年数が長いということは検討すべき課題であると思慮するが、税理士試験の魅力の一つに、働きながら受験することも可能であるということが挙げられることから、試験制度の見直しを行うことより、まずは試験の透明性を高めることである。

税理士試験は他土業の国家試験に比べて、採点の実体が不透明・不明朗となっており、合否を含め、受験者にとって納得のできる情報開示がなされていない。

例えば、司法試験では「司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00141.htmlを公表し、細かい配点基準、採点者の違いによる採点格差の調整にまで言及しており、司法書士試験や公認会計士試験にもおおむね同じような採点基準が採用されている。

採点基準が公表されていることにより、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験では、受験者が自らの答案を開示請求し、比較検討することも可能となっている。

このような他土業の資格試験に比べ、税理士試験では開示請求をした受験者に対し「その高度な知見に基づき試験委員自らが、単に結果のみではなく、解答を導き出す思考過程や計算過程なども十分に考慮し、その公平性及び妥当性が確保されるよう十分留意しながら行っている。」（内閣府平成15年度答申参考）と回答し、十分な情報開示が行われていない。

こうした採点基準等が開示されない状態が受験者の不信を買い、受験の継続を断念することにつながり、結果として受験者数減少の一因となっていると考える。

まずは、税理士試験実施後、速やかに細かい採点・配点基準の公表と、受験者が自らの答案を開示請求できる手続き等の整えるべきである。

5. 税理士法人制度について

(1) 一人税理士法人設立容認について

【意見】

答申の考え方に反対である。

【理由】

税理士法人制度は、税理士業務の共同化を促すことにより、複雑化、多様化、高度化する納税者の要請に的確に応えたとともに、業務提供の安定性や継続性、より高度な業務への信頼性を確保することが可能となり、納税者の利便の向上に資することを目的としている。

一人税理士法人は、個人事務所と比べ何らかわるものではなく、専門的知識の提供及び業務の継続性・安定性という観点から国民・納税者側は法人化のメリットを享受することができず、実益性に乏しく、検討に値するものではない。

(2) 有限責任社員の選択について

【意見】

答申の考え方に反対である。

【理由】

現行のように、無限責任社員同士が相互に牽制・信頼の関係のうえに成り立つことで、高度な専門知識のサービスを安定的又は継続的に提供できることが担保されていると考える。

開業税理士はその税理士の業務につき無限責任を負っており、複数の税理士が共同して税理士の業務を行うことを目的として設立された税理士法人はその延長線上であり、当然に社員税理士は法人のすべての業務について無限責任を負うべきである。

依頼する納税者の観点からすれば、税理士の責任に関して開業税理士と税理士法人の社員税理士に差異を設けるべきではない。